

告示

埼玉県告示第九百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）新座駅前計画

埼玉県新座市野火止五丁目千二十五番地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 工事中においては、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、登下校時における関係車両等の進入を自粛、及び児童生徒が安全に通行できるための交通誘導員を配置することとし、交通事故等が生じないよう万全を期してください。
- (2) 当該店舗営業開始後も児童及び生徒が安全に通行できるよう、荷さばき車両、自動車駐車場及び自転車等駐車場の出入口等に、適切な交通誘導員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないよう万全を期してください。
- (3) 駐車場施設及び自転車置場について
本市の基準では、商業施設は店舗面積三十平方メートルごとに一台以上の駐車場施設が必要です。また、店舗面積十平方メートルごとに一台以上の自転車置場が必要です。
計画台数は、算出した必要台数を満たしていないことから本来であれば、算出根拠の提示や当課との協議を求められるところではありますが、計画概要書にて算出根拠が提示されており、満車時や違法駐輪防止の対応策も示されているため、協議済として取り扱うこととします。
- (4) 工事期間中の交通安全対策等について
通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛し、工事中において工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。
- (5) 開業後の交通安全対策等について
開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないよう必要に応じて交通

誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。

(6) 警察と協議を行い、必要な安全対策を行ってください。

(7) 工事の施工に関して、騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定建設作業を実施する場合は、実施七日前までに当該作業の実施を届け出てください。

また、法令等で禁止する作業日時を踏まえて実施してください。

なお、特定建設作業に該当しない工事の施工についても、周辺の生活環境の保全に努めるとともに近隣住民からの苦情等に際しては、迅速な対応及び処理に当たるようにしてください。

(8) 工事の施工中、その事業区域から発生する騒音及び振動で近隣住民へ迷惑を掛けることがないよう十分配慮してください。

また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、工事車両の駐車中及び停車中はアイドリング・ストップを励行し、近隣住民からの苦情等に際しては、迅速な対応及び処理に当たるようにしてください。

(9) 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の三十日前までに届け出てください。

また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合又は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の三十日前までに届け出てください。

(10) 二十台以上駐車ができる自動車駐車場（トラクタターミナル）については、新座市に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音又は振動の規制基準等を定める規則に基づく規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めてください。

(11) サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。

また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

二 縦覧期間

令和六年八月六日から令和六年九月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター